

議案第20号

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例の改正に伴い、規定の整備を  
図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例  
の一部を改正する条例

世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例（平成14年12月世田谷区条例第56号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第2条第1項第4号又は第5号」を「第2条第1項第4号」に、「同条例」を「同条例第1条」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。